

平成21年度第2回京都府食の安心・安全審議会

平成21年8月31日
京都府庁西別館大会議室A

1 開 会

2 協議事項

食の安心・安全行動計画の骨子（案）について (資料1～資料4)

3 報告事項

(1) 食品等の検査計画策定のための意見聴取について (資料5)

(2) 食の安心・安全に関する最近の事案について (資料6)

4 その他

京都府食の安心・安全推進条例

次期計画へ

平成22年度～24年度 食の安心・安全行動計画

府民参画と協働による「食」の安心・安全対策

【新規・継続】

- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 府民協働モニター
- ・ 輸入食品等対策
- ・ 適正な食品表示に向けた取組強化

平成19年度～21年度 食の安心・安全行動計画

消費者の目線に立った
「食」の安心・安全対策

府民の食の
安心・安全の
ために

発展

【新たな課題・残った課題】

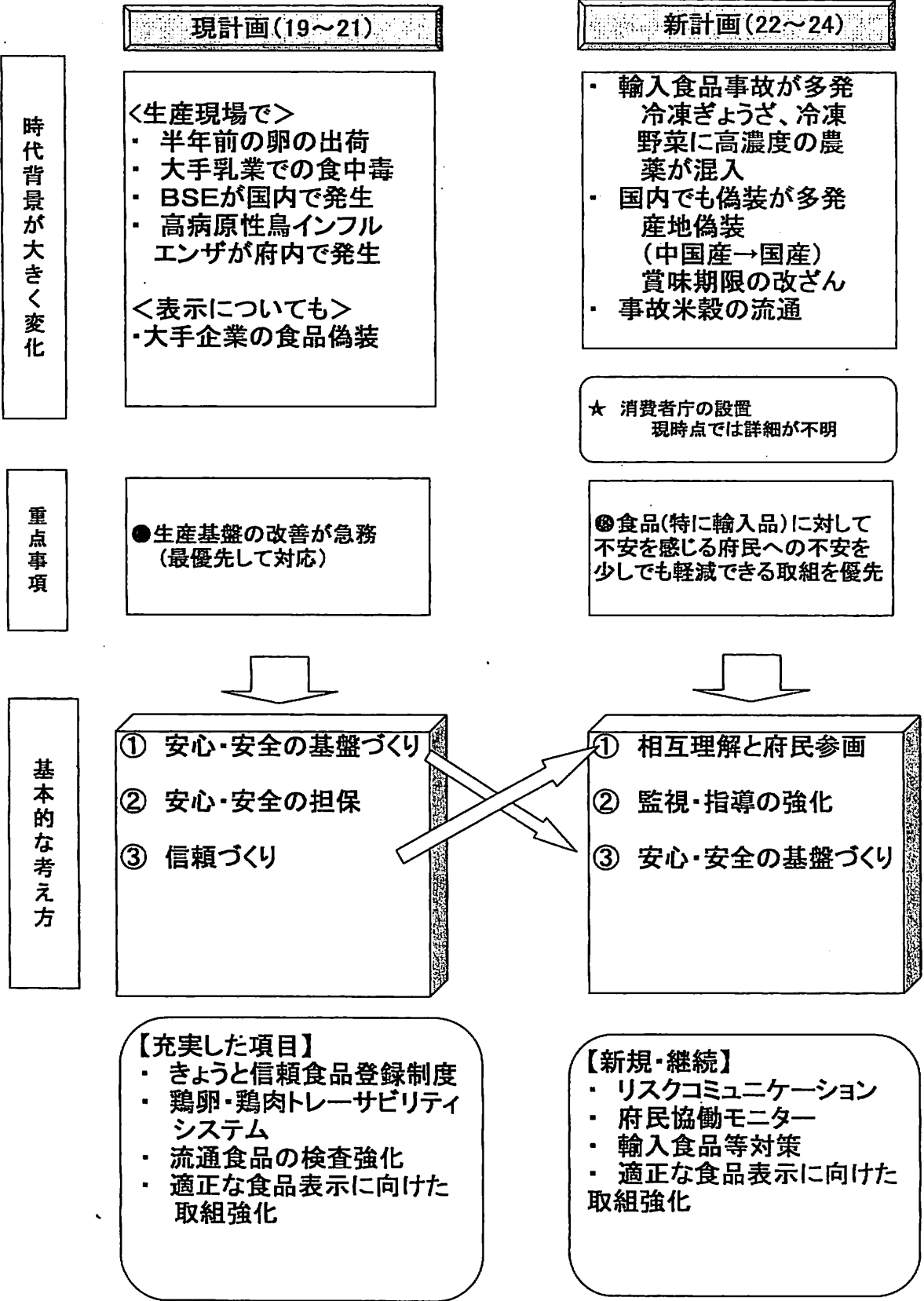
- ・ 府民への情報提供の不足
- ・ 輸入食品への不安
- ・ 食品表示偽装の多発

【充実した項目】

- ・ きょうと信頼食品登録制度
- ・ 鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム
- ・ 流通食品の検査強化
- ・ 適正な食品表示に向けた取組強化

検証

食の安心・安全行動計画の対比



京都府食の安心・安全推進条例に基づく 「食の安心・安全行動計画の骨子」(案)

—府民参画と協働により「食」の安心・安全対策を進めます。—

行動計画策定の趣旨

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成 17 年 12 月に京都府食の安心・安全推進条例（平成 17 年京都府条例第 53 号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第 5 条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めることとされており、これまでに、平成 19 年度から 21 年度までの行動計画を定め、全力で取り組んでいます。

平成 19 年度から平成 21 年度までの行動計画においては、府民に府内産食品（農林水産物を含む。）を安心であると感じてもらえるよう、「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」という 3 つの事項を柱として、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の推進、残留農薬や添加物等を検査する食品衛生監視など、生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。しかしながら、食の安心・安全に対する信頼を失わせるような全国的な事件が相次いで発生したことも影響し、府民の食に対する安心感を向上させることができていない状況にあります。

こうした中、これまでの成果や課題を踏まえ、さらに食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、条例第 5 条の規定に基づき、食の安心・安全行動計画（平成 22 年度～ 24 年度）を策定します。

構成

- 第1章 食を取り巻く現状及び課題
- 第2章 計画策定の基本的な考え方
- 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開
 - 1 相互理解と府民参画
 - 2 監視・指導の強化
 - 3 安心・安全の基盤づくり
- 第4章 行動計画の管理・公表

取組の内容

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く現状

(1) 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地表示ともやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、全国的にはうなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント）の指示が行われました。

(2) 輸入食品に係る事件の続発と府民の食生活

中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生する一方、日本の食料自給率は41パーセントと低く、われわれの食生活は輸入された食料なしでは成り立たない状況にあります。

(3) 食に関する理解の不足

内閣府が平成 20 年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品の原料原産地表示について表示がない場合でも国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側でも、食品表示の仕組みの理解が進んでいません。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成 20 年 6 月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者相互の間でお互いのギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、情報を十分に理解し、活用することができないでいることがうかがえます。

(4) 食への不安の増幅

京都府が実施した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成 18 年度と平成 20 年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は 52 パーセントから 41 パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は 10 パーセントから 4 パーセントへそれぞれ減少しました。府内産食品を中心とする府の取組は、それぞれ設定した目標を順調に達成しつつあり、安全の基盤や担保が整備されつつあるものの、全体として食への不安が高まっています。

2 食を取り巻く課題

(1) 安心の前提となる安全の確保が不十分

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品事業者等による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすためには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、JAS 法その他の法律による監視や指導など行政の一層の取組を進める必要があります。

(2) 食品事業者や行政による取組や正しい知識の広報が不十分

安心・安全の担保についての食品事業者等による取組み、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などが府民には十分伝わっていません。

(3) 情報共有や相互理解が必要

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、行政等の関係者

がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互理解を進めるリスクコミュニケーションが一層必要となってきました。

(4) 府民自らの合理的な行動が必要

消費者と食品関連事業者、行政が協働して様々な取組を行うことが大切であり、府民との情報共有や相互理解を一層進め、府民が真偽が定かではない様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが必要となっています。

第2章 計画策定の基本的な考え方

第1章で食を取り巻く現状と課題をみましたが、これらの課題を解決するためには、これまで実施してきた取組を充実させるとともに、従来比較的手薄であった食の安心・安全についての情報共有を進めていくことにより、ひいては、府民の食に対する安心感の向上につなげる必要があります。

そのために、この行動計画は、平成22年度から平成24年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を展開することにより、府民の食に対する安心感を高めることを目標として策定するものです。

具体的には、次の3点を中心とした取組を進めていきます。

1 相互理解と府民参画

食品の安全性について、消費者及び食品関連事業者、行政が情報を共有し、意見交換を行い、消費者と食品関連事業者の相互理解を進めるとともに、京都府の食の安心・安全施策に意見を反映したり、関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

2 監視・指導の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、府民の食への不安を考慮した食品衛生監視指導計画に基づく効果的な収去検査や適正な食品表示の監視指導の強化に努めます。

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進します。

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 相互理解と府民参画

(1) 情報提供の推進

監視指導結果の公表などホームページによる情報提供を行うとともに、メールマガジンを発行します。

また、広告ちらしを活用した情報提供協力店舗を増やすとともに、新たに直売所を活用した食の安心・安全に関する理解を促進し、食の安全に関する食育を推進します。

試験研究機関においては、施設の公開や府民のニーズに応じた講演会の開催により情報提供を進めるとともに、普及事業の展開により消費者と生産者の信頼関係構築に向けた交流活動を支援します。

食に関する指導計画を策定し、子ども向けの啓発リーフレットの作成、子ども向けホームページなどにより、子どもへの食の安心・安全に関する情報提供を進めます。

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H20年度実績値)	(H24年度)
メール会員登録者数(人)	371	1,000
広告ちらしによる情報提供協力店舗数(店)	106	130
食に関する指導計画の策定学校数(校)	219	419

(2) リスクコミュニケーションの推進

新たに地域におけるリスクコミュニケーションの担い手（リスクコミュニケーター）を育成し、消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換することにより知識を深める取組であるリスクコミュニケーションを実施するとともに、出前語り等を活用して食の安心・安全に関する知識を普及します。

また、農業施設、食品工場等の見学施設の情報提供を進めます。

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H20年度実績値)	(H24年度)
リスクコミュニケーター的人数(人)	0	10

(3) 府民参画の推進

府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画を策定します。

また、消費者団体との意見交換を実施するとともに、食の安心・安全府民協働モニターを設置して意見を募ります。

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H20年度実績値)	(H24年度)
食の安心・安全府民協働モニター的人数(人)	0	100

2 監視・指導の強化

(1) 食品衛生に関する監視・指導の充実強化

ア 農産物

農薬の販売業者や使用者、肥料生産業者等を対象とした立入調査を実施し、無登録農薬等の流通を防止します。

イ 畜産物

畜産農家に対する巡回監視・指導、予防検査等により、家畜伝染病予防対策を実施します。

ウ 水産物

新たに貝毒プランクトン監視調査を実施します。

エ 食品等の流通段階

最近の食品にまつわる不安や事故を考慮した食品衛生監視指導計画に基づく効果的な収去検査、食中毒の原因究明のための緊急検査を実施するとともに、衛生管理基準等の遵守について監視・指導を実施します。広域的に大量に流通する食品を製造する施設等を対象としては、食品衛生監視機動班を編成して監視・指導を実施します。

また、食中毒予防推進強化月間には集中的な監視・指導を、年末においては一斉調査を実施します。

無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品などと言われているものです。）について、販売業者への立入検査及びインターネット販売に関する監視を実施します。

新たに制定された米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）に基づく必要な取組を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
農薬取締法に基づく立入検査件数（件／年）	263	270
肥料取締法に基づく立入検査件数（件／年）	3	10
家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽／年)	20	20
貝毒プランクトンの監視調査件数（件／年）	0	20
食品の収去検査件数（件／年）(注)	611	620
食品監視機動班による立入検査対象事業所数 (件／年)	40	40
無承認無許可医薬品の監視(インターネットを含む。)件数(件／年)	405	1,000

(注) 緊急検査を除く。

(2) 適正な表示に関する監視・指導・啓発

ア 生産・製造段階

食品関連事業者を対象とした研修会の開催及び食品表示指導者を活用した食品表示の適正化に向けた取組を推進するとともに、食品関連事業者への監視・指導を実施します。

さらに、アレルギー物質を含む食品・添加物等に係る監視やいわゆる

健康食品に係る監視を実施します。

イ 流通・消費段階

食品表示 110 番を設置して情報を受け付けるだけでなく、食品表示パトロールを実施します。

また、食の安心安全推進月間における啓発等の取組及び小売業者等に対する指導・啓発を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
原産地表示等に係る指導・啓発店舗数(店/年)	225	300
アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視回数(施設/年)	229(注)	200

(注) 監視対象施設は、約200。同一施設への再指導を行ったため、回数が増加している。

(3) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

日常的には、定期報告、簡易検査の実施等により食鳥肉に対する安心・安全を確保します。養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、養鶏農家のモニタリング検査や大規模の養鶏農家の鶏の抗体検査を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	6(注)	4
全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	1	1
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月4戸	毎月12戸
養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4

(注) 平成20年度には、全国2箇所ですいんフルエンザが確認されたため、臨時の巡回調査を2回実施したため、例年よりも回数が多くなっている。

3 安心・安全の基盤づくり

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保に向けた取組

ア 農産物

栽培ごよみを作成して適正な農薬使用を指導して効果的な病虫害防除を行って農薬使用量を減少させるとともに、農家における記帳の推進を図り、総合的な農業生産工程管理手法（GAP）実践農家を育成します。加えて、残留農薬の自主検査を実施する団体を増やすよう働きかけます。

また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬や化学肥料使用量低減のための試験研究機関の取組を進め、安心・安全な農産物生産技術を確立し、その成果を生産現場に普及します。

さらに、学校給食、福祉施設等への地産地消を推進し、府民の食への安心感を高めます。

イ 畜産物

畜産農家を定期的に巡回指導し、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、動物用医薬品の適正な使用を徹底します。

ウ 水産物

水産養殖事業者への巡回指導を実施して動物用医薬品の適正な使用を徹底するとともに、販売事業担当者や水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

また、新たに二枚貝生産者に対する巡回指導も実施します。

エ 加工食品

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及するとともに、食品関連団体等の実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生指導員、食品衛生推進員等と連携して、自主衛生管理運動を推進するとともに、食品関連事業所の巡回指導を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)

農薬講習会の参加者数 (人/年)	472	500
農薬管理指導士の認定者数 (人)	802	900
認証GAP(第三者) 件数 (件)	1	5
水産養殖事業者の回指導件数(件/年)	20	25
二枚貝生産者への巡回指導件数(件/年)	0	15
食品衛生指導員又は食品衛生推進による指導件数 (件/年)	5,070	5,100

(2) 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

ア 農産物

トレーサビリティシステムを実施し、野菜については、農薬肥料使用状況を含めた生産履歴情報についてホームページで情報提供を行います。

また、茶農家については、全戸が生産履歴の記帳を行っており、茶生産団体へ農薬や化学肥料の使用を抑えたより環境に配慮した茶栽培の推進について啓発していきます。

イ 畜産物

牛肉のトレーサビリティシステムを適正に運用し、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の記帳の徹底を指導します。

また、トレーサビリティシステム等が確保された鶏卵・鶏肉を府民が購入できるよう販売店を増やします。

ウ 加工食品

きょうと信頼食品登録制度について、作成が可能な業種についての手引書は作成済みであり、その普及を図るとともに、登録事業者の増加を目指します。

数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
ホームページによる情報提供品目数(品目)	14	16
トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店数(店)	21	50
きょうと信頼食品登録事業者等数(業者)	61	150

(3) 環境に配慮した食品生産の取組

ア 農産物

農薬・化学肥料の使用量を減少させる栽培技術も活用し、土作りを基本にして総合的病害虫雑草管理を含めた京都こだわり農法を推進し、エコファーマーの認定戸数を増やします。

また、過剰施肥防止のための土壌分析を行うとともに、環境にやさしい技術の効果の確認等のため実証ほを各地に設置します。

イ 水産物

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施します。

ウ 食品製造

リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都 21 に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H20年度実績値)	(H24年度)
京都こだわり農法による出荷量(t/年)	2, 3 0 2	2, 4 0 0
エコファーマーの認定戸数 (戸)	7 0 3	1, 1 0 0
水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	2 0	2 5

第 4 章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

参 考 資 料

- 1 用語集 1 頁
- 2 行動計画(平成19年度～21年度)の主な成果 8 頁

1 用語集

〈ア行〉

衛生管理基準

食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例(平成12年京都府条例第5号)で規定されている衛生上講じるべき措置の基準のことであり、計画的な衛生管理の実施、製品等の自主検査の実施等を定めています。

この基準に基づいてより安全性の高い衛生管理を行うことができるように、わかりやすい手引書として「食品関連事業者自主衛生管理手引き書作成マニュアル」を作成し、配付しています。

エコ京都21

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度です。地球温暖化防止部門(地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等)、循環型社会形成部門(循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等)とエコスタイル部門(地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている事業所等)の3部門があります。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称です。

認定を受けると、認定対象品目の出荷袋等に全国共通のエコファーマーマークを貼付することができます。
(参考：農林水産省資料)

〈カ行〉

京都こだわり農法

たい肥と有機肥料による健康的な土づくりや輪作を基本とする、京都の伝統的な栽培方法と、最新技術を組み合わせた京都独自の生産方式で、農薬・化学肥料を減少させる農法です。

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度です。

京の食品安全管理プログラム

「食品衛生新5S」（食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの）を基本とした、京都府内の食品関連事業者の実態に即した実用的な品質管理システムです。

国民生活モニター

かつて物価モニターと呼ばれていましたが、平成13年から現在の名称になりました。消費者の購買態度や意識の把握、国民生活行政に対する意見の把握等のために年4回程度調査が行われています。

コンプライアンス

「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語です。法律や規則を守ることを言いますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。

コンプライアンスに反した食品関連の例としては、食品衛生法、JAS法で義務付けられている表示事項について、偽りの表示をする「食品の偽装表示」などがあります。（参考：食品安全委員会資料）

〈サ行〉

JAS法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の項目を参照してください。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、平成16年9月に制定された家畜（牛、豚及び鶏）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理基準で、畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について規定されています。

食中毒予防推進強化月間

府では、7月から9月までを「食中毒予防推進強化月間」と定めています。

食品の衛生的な取扱い、不良食品の排除、適正な表示の実施等について、府内の大規模食品製造施設をはじめ食品関連事業者に対する監視・指導を強化し、府内で製造・販売又は流通する食品の安心・安全確保を図っています。

食に関する指導計画

子どもの発達段階に応じた効果的・計画的な食育の展開を目指し、各関連教科、給食指導などの特別活動等の連携を図り、家庭・地域と連携しながら学校教育活動全体で組織的・系統的な食育の推進を図るための「食」に関する指導

計画のことです。

食品安全モニター

消費者の方々に、日常の生活を通じて情報や意見をいただき、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るために食品安全委員会が依頼するものです。食品の安全性に関する一定の知識や経験を有する方を対象に毎年度 470 名依頼しています。任期は2年です。 (出典：食品安全委員会資料)

食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、重点的・集中的な監視・指導と収去検査を実施するため、複数の保健所の職員で構成する機動的な組織です。

食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、国が定めた「食品衛生監視指導指針」にのっとり各都道府県が毎年策定する計画です。

この計画により、府民の健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定めており、きめ細かな監視・指導を重点的かつ効果的に実施していきます。

食品衛生指導員

社団法人京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。

食品衛生推進員

自主的な衛生管理の推進のための指導・助言等を行い、社団法人京都府食品衛生協会が推薦した食品衛生に詳しい食品関連事業者に対し、知事が委嘱します。

食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とします。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準またその検査などについて規定しています。 (出典：食品安全委員会資料)

食品関連事業者

この計画においては、食品に携わっている事業者すべてを指す意味で使用しています。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含んでいます。

食品表示パトロール

平成21年度から開始した京都府独自の取り組みです。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、JAS法、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に対率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。

食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く人々から不適切な食品の表示に関する情報提供を受けるためのホットラインのことで、都道府県の他に、農林水産省や独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにも設置されています。

(参考：食品安全委員会資料)

食料自給率

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賅えているかを示す指標のことです。食料自給率には、重量ベース自給率、カロリーベース総合食料自給率及び生産額ベース総合食料自給率の3種類の計算方法があります。

日本においては、戦後食生活の洋風化が急速に進んだという特徴があり、この急激な変化が食料自給率を下げてきた大きな原因となっています。

生乳生産管理マニュアル

酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順のことです。チェックシートによる衛生管理の記帳を行うこととされています。

〈夕行〉

出前語り

府民と府とのコミュニケーションの向上を図り、施策や業務にいかすべき府民の意見や提案を収集することなどを目的として、府民からの希望に応じ、職員が直接出向いて説明や助言、意見交換を実施するものです。

添加物

この計画では、食品添加物の意味で使っています。

食品添加物とは、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。食品の安全性を確保するため、食品添加物の成分規格、製造基準、保存基準及び表示基準が設定されています。

(参考：食品安全委員会資料)

動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

(参考：食品安全委員会資料)

トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成 16 年 12 月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）に基づき、流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

(参考：食品安全委員会資料)

〈ナ行〉

農業生産工程管理手法（GAP）

GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。

GAP手法（農業生産工程管理手法）は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を我が国の多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながるものです。また、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確

保する上でも有効な手法となります。

農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が、講習会を受講した場合に、京都府知事が認定しています。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的としています。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格制度と品質表示基準制度の二つからなります。
(参考：食品安全委員会資料)

〈八行〉

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

〈ラ行〉

リスク

食品中にハザード（危害要因のこと。人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態です。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

(参考：食品安全委員会資料)

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

(出典：食品安全委員会資料)

2 行動計画(平成19年度～21年度)の主な成果(平成20年度末時点)

1 安心・安全基盤づくり

(1) 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

- 地域ごと、作物ごと「栽培ごよみ」を作成し、適正な農薬使用を徹底しています。

栽培ごよみの作成点数 計画(年間) 200種類 → ㊟ 344種類

- 畜産物の生産における高度な衛生管理システムを導入したモデル農家を増加させています。

衛生管理システムの普及戸数 計画(累計) 28戸 → ㊟ 24戸

- 水産養殖事業者を巡回し、動物用医薬品の適正な使用を徹底しています。

水産養殖事業者の巡回指導件数 計画(年間) 20件 → ㊟ 20件

- 食品衛生指導員、食品衛生推進員(京の食"安全見張り番")等と連携し、食品関連事業者の自主衛生管理運動を推進しています。

食品衛生指導員等による指導件数 計画(年間) 5,000件 → ㊟ 5,070件

(2) 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

- 府内産の米、京野菜等の生産履歴情報について、開示する数量・取組数等を増加させています

米、野菜の情報開示 計画 米19,900t、野菜9品目 → ㊟ 16,176t、11品目

- トレーサビリティシステム等が実施される鶏卵・鶏肉の流通量を増やしています。

計画(年間) 鶏卵12千t、鶏肉4.6千t → ㊟ 鶏卵12.6千t、鶏肉4.8千t

- 「きょうと信頼食品登録制度」の普及を図り、登録食品数を増加すること

で生産・製造情報を提供する取組を推進します。

登録食品業種数 計画(累計) 30 業種 → ㊤ 26 業種

2 安心・安全の担保

(1) 食品衛生に関する監視・指導の充実

- 府民の意見を反映させた年間計画に基づき、食品の収去検査を効果的に実施しています。

食品の収去検体数 計画(年間) 1,450件 → ㊤ 1,774 件

(2) BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保

- 養鶏農家(千羽以上飼養)の全戸への巡回指導を行い、高病原性インフルエンザの発生防止に努めています。

年間巡回指導回数 計画(年間) 4回 → ㊤ 4回

(3) 適正な食品表示の確保

- 食品関連事業者等を対象とした食品表示研修会を開催し、食品表示についての正しい知識の普及啓発に努めています。

食品表示研修会の開催回数 計画(年間) 4回 → ㊤ 10回

3 信頼づくり

(1) 食の安心・安全に関する情報提供

- メールマガジンを希望し、会員に登録された府民に食の安心・安全情報を提供しています。

メール会員登録者数 計画(累計) 1,000名 → ㊤ 371名

(2) 顔の見える関係づくりの推進

- 消費者と食品関連事業者とが交流する「食に関する座談会」を開催し、相互の意思疎通を図っています。

食に関する座談会の開催回数 計画(年間) 4回 → ㊤ 4回

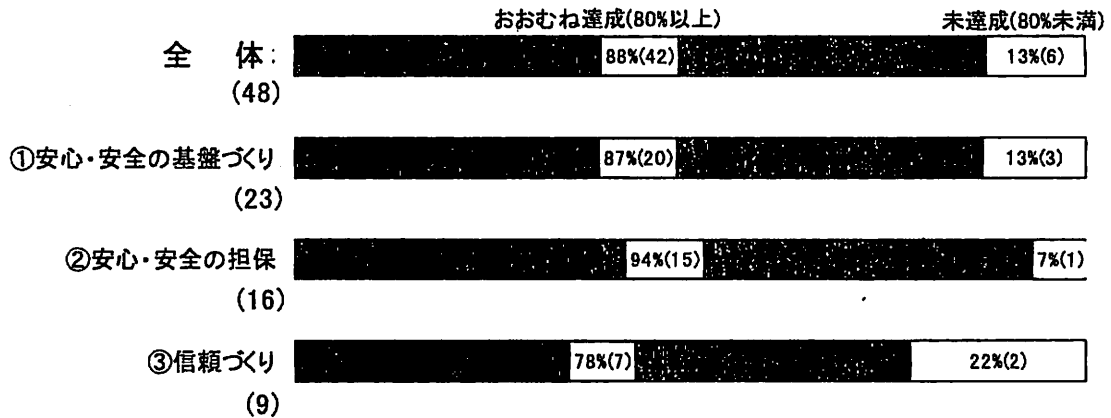
(3) 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

- 広告ちらしによる情報提供に協力していただける店舗と連携し、消費者に対する食品の安全性に関する知識の啓発を行っています。

広告ちらしによる情報提供協力店舗数 計画(累計) 350 店 →⑩106店

計画全体としては、中間段階である平成 20 年度実績で見ると、すでにおおむね目標を達成している取組は、全体の 87 %となっており、取組は順調に推移しています。しかし、個別に見ると「③信頼づくり」の取組が 78 %で、わずかながら低く推移しています。

最終目標に対する達成状況(平成20年度末時点)



京都府食の安心・安全推進条例に基づく 食の安心・安全行動計画（案）の概要について

平成21年7月
健康福祉部
農林水産部

【行動計画策定の趣旨】

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第5条第1項の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めるものです。

平成19年度から平成21年度までの行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の推進、残留農薬や添加物等を検査する食品衛生監視など、様々な取組を行っています。しかし、産地偽装の多発、中国製冷凍ぎょうざ事件等輸入食品への有害物質の混入、事故米穀の不正規流通など、府民の食への不安が高まっています。

こうした中、次の行動計画の策定に当たっては府民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、現行の行動計画の枠組を継承しつつ、平成22年度から平成24年度までの目標、施策等を明らかにします。

【行動計画の枠組】

○第1章 食を取り巻く現状及び課題

- ・ 平成17年12月に制定した京都府食の安心・安全推進条例に基づいた取組を実施
- ・ 産地偽装、有害物質混入等の食の安心・安全を脅かす事件が多発
- ・ 府民の食に対する安心を高めるために京都府の更なる取組が必要

○第2章 新たな計画策定の基本的な考え方

- ・ 従来の方策の実施に当たり取組を強化
- ・ 新たな方策の実施（学校や職場等における食の安全に関する食育、府民への情報提供の推進等）
- ・ 府民の食に対する安心の向上

○第3章 取組の展開

① 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で、安全性が向上されるような方策の実施

例えば、農産物の生産工程の管理を実践する農家を拡大すること、農産物のトレーサビリティなどを推進すること、加工食品の品質管理の向上に取り組み、その情報を提供する仕組みを普及することなどがあります。

また、新たに朝市などで販売される農産物の安全性を確保していきます。

② 安心・安全の担保

生産・製造された食品の安全を担保するための監視、指導、検査等の実施

例えば、食品衛生に関する監視、指導やBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策などがあります。

また、食品に適正な表示がされるよう取組を強化していきます。

③ 信頼づくり

食の安心・安全に関する取組について、府民との情報共有を図り、信頼を高めていくための施策の実施

例えば、食の安心・安全に関する情報の提供、府民からの提案制度などの活用を充実させていきます。

また、新たに郷土食や地域の食文化を伝承したり、農作業や調理体験を通して食に関する理解が深まる直売所作りを行います。そして、府民自らが職場や地域において食の安心・安全をテーマに意見交換が行えるよう、食の安心・安全に係る課題や府の取組をわかりやすく府民に提供できる人材を育成します。

○第4章 行動計画の管理・公表

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例に基づいて、毎年施策の実施状況の取りまとめ及び公表を実施

【参考：平成19年度から平成21年度までの行動計画】

当初課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性を高水準で確保 ・ 情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫 ・ 食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐこと。 ・ 府民参画の促進 ・ 消費者も自らの理解を深めること。 							
成果目標							
府内産食品（農林水産物を含みます。）を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には「7割」以上とします。							
取組状況							
① 安心・安全の基盤づくり							
<ul style="list-style-type: none"> ・ きょうと信頼食品登録制度の推進（26業種（計画30業種）で基準作成） ・ 鶏卵・鶏肉トレーサビリティの拡大 (㊟：鶏卵12.6千t（計画12千t）、鶏肉4.8千t（計画4.6千t）) 							
② 安心・安全の担保							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の流通段階における監視・指導（㊟：収去検体数1,774件（計画1,450件）） ・ 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数（㊟：225店（計画150店）） 							
③ 信頼づくり							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安心・安全に関する情報の迅速な提供（ホームページ、メールマガジン） ・ 食の安心・安全セミナー、食の座談会の開催（㊟：16回（計画8回）） 							
進捗状況							
	安心である			どちらかといえば安心			
	府内産	国産	輸入品	府内産	国産	輸入品	
20年度	41	19	4	38	45	5	単位（%）

京都府食の安心・安全行動計画策定スケジュール

